

様式1

東久留米市教育委員会 殿

学校名 東久留米市立久留米中学校

校長名 木下信久 印

令和7年度 特別支援教室の教育課程について（届）

このことについて、東久留米市立学校の管理運営に関する規則第20条により、学校教育法施行規則第140条の規定に基づく特別支援教室による指導の教育課程を下記のとおりお届けします。

記

1 特別支援教室の教育目標

障害による学習上、生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養い、人間性豊かな社会人の育成に努める。

2 教育目標を達成するための基本方針

- (1) 在籍学級の担任や特別支援教育コーディネーター等との連携を行い、生徒の障害の状態や特性に基づく連携型個別指導計画を作成し、指導の充実を図る。
- (2) 小集団指導と個別指導を生徒の障害の状態等に応じて実施して、社会生活への適応を図る。

3 指導の重点

- (1) 基本的な生活習慣の形成を目指し、自尊感情を高め心理的不適応の改善や自己実現の意欲を養う。
- (2) 自己理解を深めることによって、感情や行動を調整する力を身に付けさせ、情緒の安定を図る。
- (3) 言語能力及び場に応じたコミュニケーション能力の向上を図り、よりよい人間関係を築く。
- (4) 生徒の障害の状態や特性を考慮し、学習上、生活上の困難さを把握し、課題の改善を図る。

4 その他の配慮事項

- (1) 週2日2単位時間程度を原則とし、個別指導と小集団活動を実態に応じて併用し、活動を行う。
- (2) 家庭と巡回指導教員、在籍学級と共通理解を図り、個々の生徒の障害の状態に応じ、具体的な目標や内容を定める。
- (3) 保護者と連携をとりながら、連携型個別指導計画を作成し、全教員で共通理解を図りながら一貫性のある効果的な学習活動を行い、1年間での退室を目指す。また、在籍学級との支援や配慮事項の共有を図る。
- (4) 特別支援教育専門員は、円滑な運営に必要な業務（連絡調整、生徒の行動観察及び、記録の作成・報告、教材作成）及び、関係事務処理を行う。